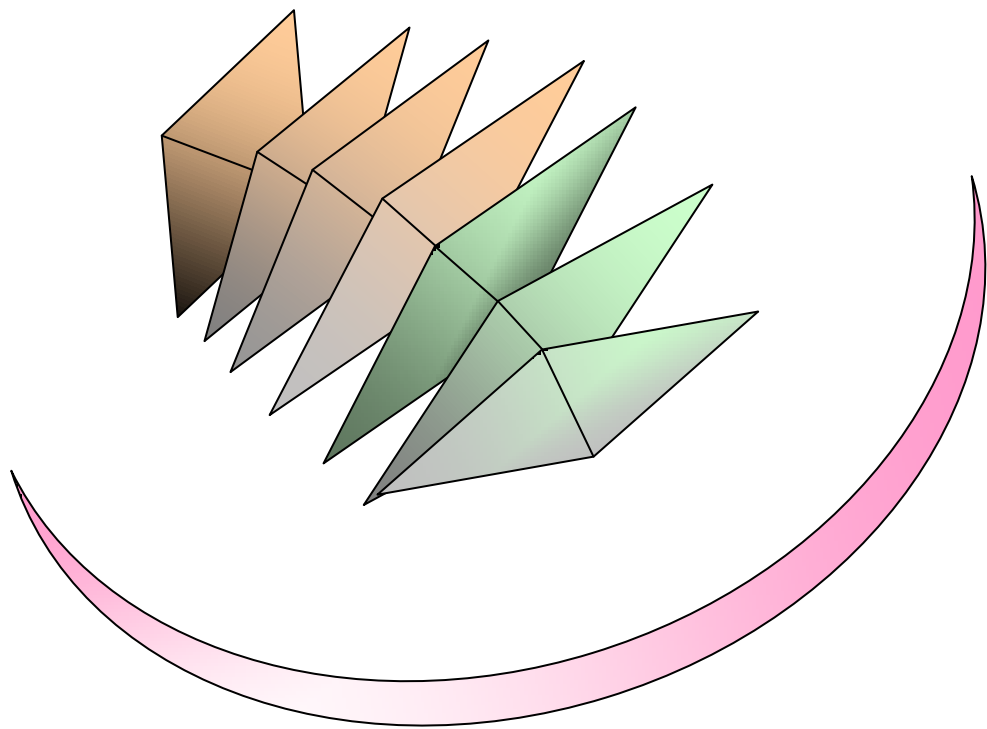


4. 公共交通機関の関連施設



駅

〈整備の基本的な考え方〉

公共交通機関は、人が目的とする施設に安全かつ円滑に到達するための重要な施設である。そのため、すべての人が安全に移動できるよう駅舎等の整備が必要である。

乗降場は危険と隣合わせの空間であることを十分認識し、安全を第一とすることが重要である。

①改札口

- 車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、改札口のうち1以上の改札口の幅は、内法85cm以上とする。
(90cm以上が望ましい)
- 車いす使用者のために、1ヶ所以上は幅90cm以上の有人改札口を設置する。
- 1以上の改札口は視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。
- 改札口の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。ただし、乗換専用改札口はこの限りではない。

②電車の乗降場（プラットフォーム）

- 乗降場には、縁端から80cm以上離れた位置に視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を連続して敷設する。
- 線路側以外のプラットフォームの両端には、転落を防止するために高さ110cm以上の柵を設置する。
- 乗降場と車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすることが望ましい。
- 高齢者、妊産婦、子ども連れの人等のために、乗降場にベンチ等を設置するスペースを考慮することが望ましい。
- 鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォームにおいては、ホームドア又は可動式ホーム柵による転落防止装置を講ずることが望ましい。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、ホーム縁端警告ブロック、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）等による転落防止措置を講ずるものとする。

③駅構内通路

- 駅構内の通路の有効幅員は車いすで180度転回できるよう、内法140cm以上とする。
- 車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm以上の幅を確保することが望ましい。
- 改札口から乗降場に至る通路は、32ページ「2. 公共的建築物 廊下等」の廊下等の床面、34ページ「2. 公共的建築物 スロープ」のスロープ、36ページ「2. 公共的建築物 階段（踊場含む）」の階段に定める構造に準じたものとし、そのうち、1以上の通路は32ページ「2. 公共的建築物 廊下等」の廊下等の高低差に定める構造に準じたものとする。この場合に、38ページ「2. 公共的建築物 昇降機（エレベーター）」に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の通路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

④階段

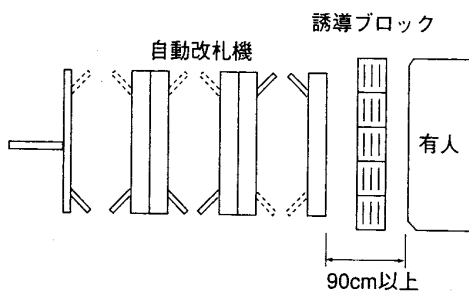
- 直線の踊場において長さが 2.5mを超える場合、又は、折り返しのある階段の踊場には視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないよう敷設方法に配慮する。

○改札口から乗降場に至る経路に階段を設ける場合は、36 ページ「2. 公共的建築物 階段（踊場含む）」の階段に定める構造に準じたものとする事が望ましい。

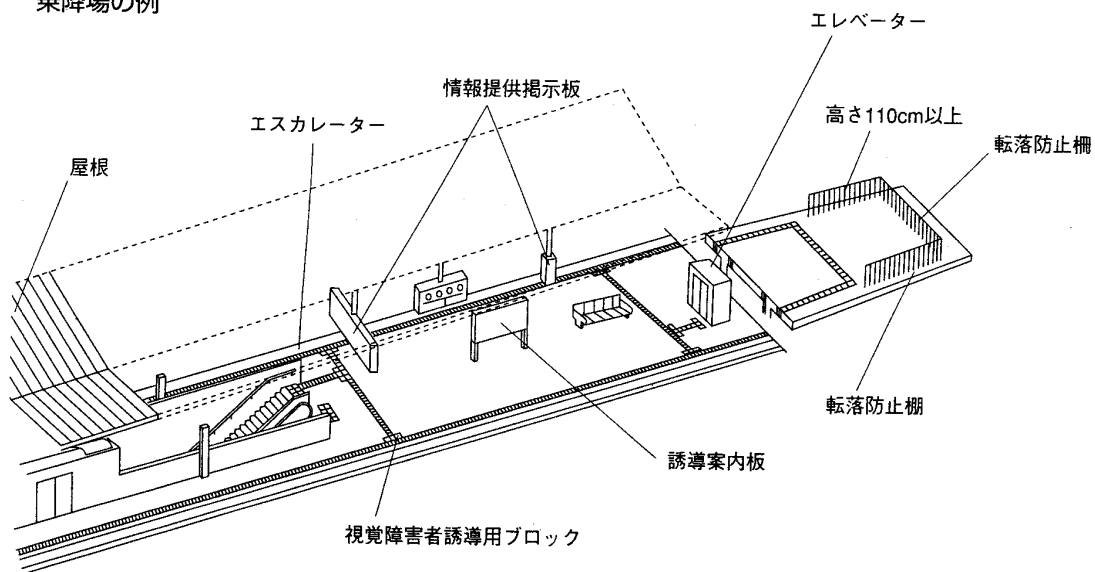
⑤昇降機（エレベーター）

- 道路から公共交通機関の施設（1日当たりの平均乗降客数3,000人以上であるものに限る）の乗降場に至る道路に5m以上の高低差が生ずる個所がある場合においては、当該個所に38 ページ「2. 公共的建築物 昇降機（エレベーター）」に定めるエレベーターを設ける。

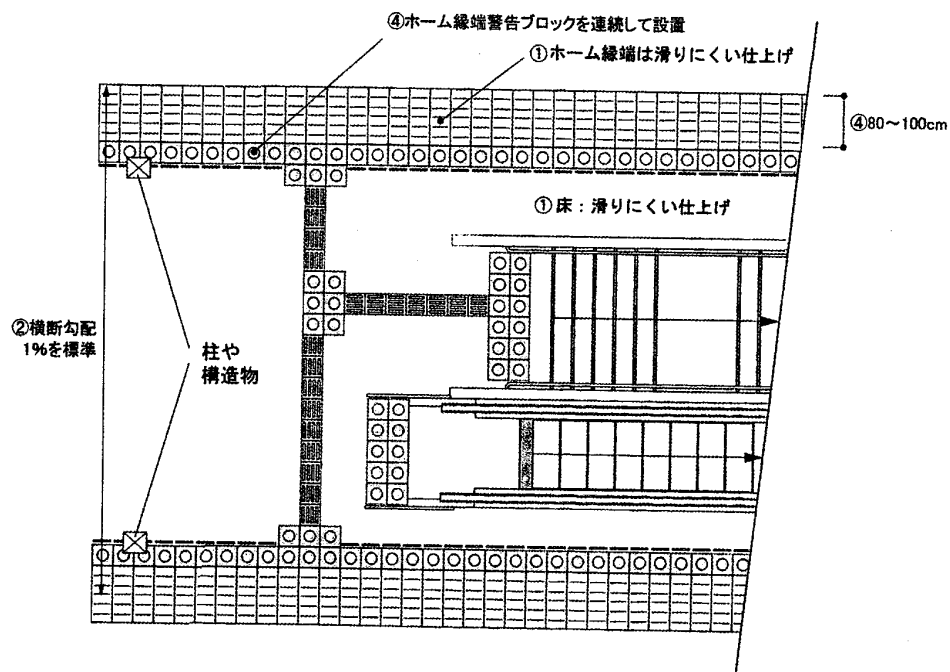
自動改札口の例



乗降場の例



●プラットフォームの例



⑥トイレ

- 不特定かつ多数の者が利用するトイレを設ける場合は、車いす使用者や歩行困難者に配慮した 46 ページ「2. 公共的建築物 多機能トイレ」・53 ページ「2. 公共的建築物 一般用トイレ」に定める構造のトイレとする。

⑦券売機

1 以上の券売機は以下の構造とする。

- 金銭投入口は、車いす使用者が利用しやすい高さである 110 cm 程度とする。
- 車いす使用者が容易に接近しやすいようカウンター下部に高さ 65 cm 程度の蹴込みを設ける。
- 主要なボタンは、110 cm 程度の高さを中心に配置する。

視覚障がい者を誘導する券売機は以下の構造のものとする。

- 運賃等の主要なボタンには点字テープを貼付する。
- 券売機の横に点字運賃表を設置する。
- 券売機から 30cm 程度離して視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。

⑧カウンター

- 筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮する。
- 68 ページ「2. 公共的建築物 カウンター等」に定めるカウンターに準ずることが望ましい。

⑨視覚による案内・表示

- 出入口付近のわかりやすい場所に、駅名、路線案内、乗り場、駅周辺の施設などを表示することが望ましい。
- 構内案内板を設けることが望ましい。
- 運賃表は、はっきりとわかりやすいものを見やすい位置に設ける。構内の主要施設には、施設表示をはっきりと表示することが望ましい。
- 電車の遅延、事故等の緊急時においては、改札口などの見やすい場所に、文字による案内表示を設ける。
- 電車の遅延、事故等の緊急時においては、急告板、電光掲示板等の案内表示を設けることが望ましい。
- 出口、非常口への、点滅型誘導音付誘導灯を設置することが望ましい。

⑩聴覚による案内

- 車両等の運行に関する情報を音声により提供するための設備を設ける。
- 誘導チャイムを駅出入口、階段付近、点字表示、触知図式案内板等の上方に設けることが望ましい。
- 必要な個所で、音声ガイドによる案内をすることが望ましい。
- 点字案内板及び触知図式案内板には、駅の案内窓口などにつながるインターホンを併設することが望ましい。

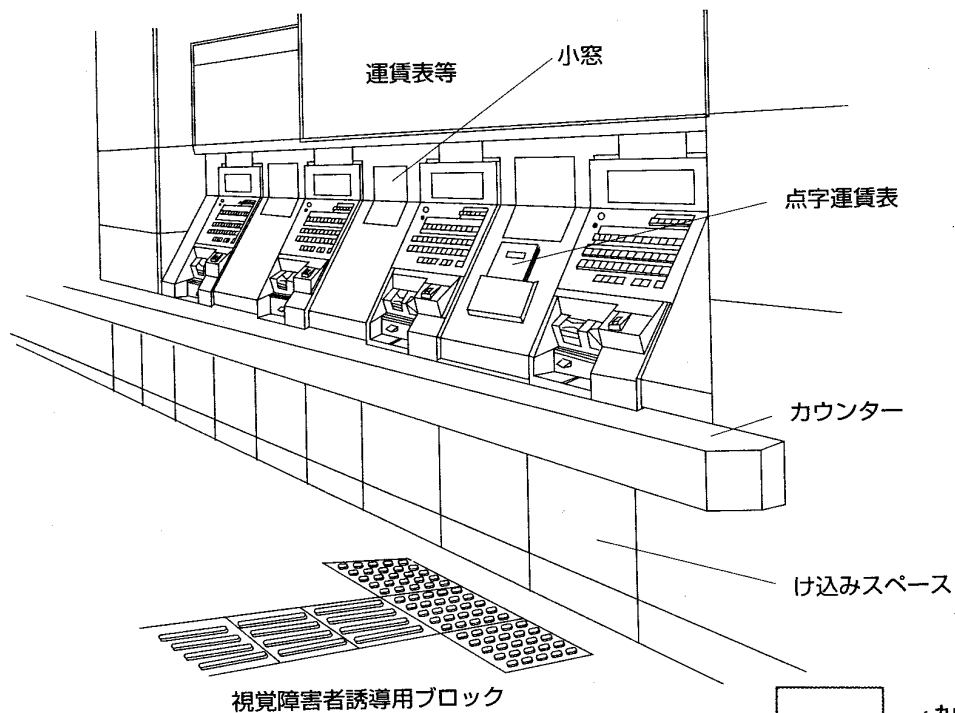
⑪その他

- 駅舎等では、出入口から改札口を経て、乗降口に至る経路、及びこの経路から、エレベーター、トイレ、乗車券等販売所（券売機を含む）、案内所、点字等による案内板への分岐する経路上に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。

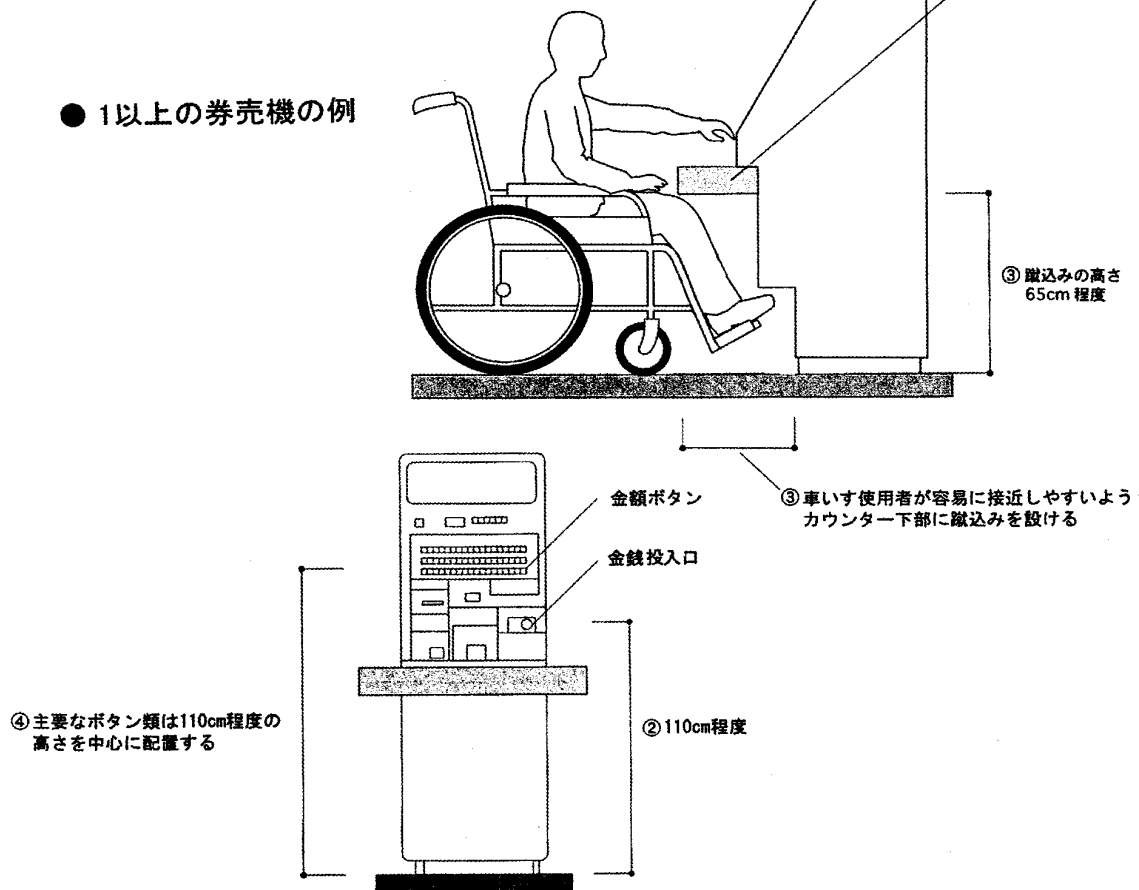
4. 公共交通機関の関連施設

○視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）は視覚障がい者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路のそれぞれの位置に敷設することが望ましい。

券売機の整備例



● 1以上の券売機の例



駅前広場

〈整備の基本的な考え方〉

植栽や噴水等を設置し、くつろぎの場となるようなつくりとする。
公共交通機関の結節点であり、安全にも考慮する。

1. 駅前広場

- 舗装の表面は粗面とし、又は滑りにくい仕上げとする。
- 歩行経路の段差は、高齢者や障がい者の通行に支障が無いよう、原則として設けない。やむを得ず段差を設ける場合には、滑りにくくし、段差があることを注意喚起する工夫を行う。
- 歩行経路のうち横断歩道に接する歩道は、車いす使用者の通行に支障が無いよう、フラット形式又はセミフラット形式とし、セミフラット形式の場合、Eブロック（すりつけ用ブロック）により段差をなくす。
- 視覚障がい者及び歩行者の安全確保のため、歩道と車道は、柵、視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）、その他の視覚障がい者及び歩行者の車道への進入を防止するための設備により明確に区分する。
- 視覚障害者誘導用ブロックは、必要な場所まで連続し、横断歩道直前の歩道には視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設する。
- 横断歩道、バス停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等が滞留できる水平部分を設けることが望ましい。

2. バスターミナルの乗降場

- 乗降場と通路との間に高低差がある場合は、スロープを設置する。
- スロープの勾配は、1/20 以下とする。
- 乗降場の幅は車いす使用者同士のすれ違いを考慮する場合は 180cm 以上とする。
- バスターミナルには、関連の運行系統、乗り場などがわかる総合案内板（音声、表示、触知図などの複式表示が望ましい）を設けることが望ましい。
- バスターミナルには、バスの遅延、事故等の緊急時においては、急告板や電光掲示板などの文字による案内表示を設けることが望ましい。

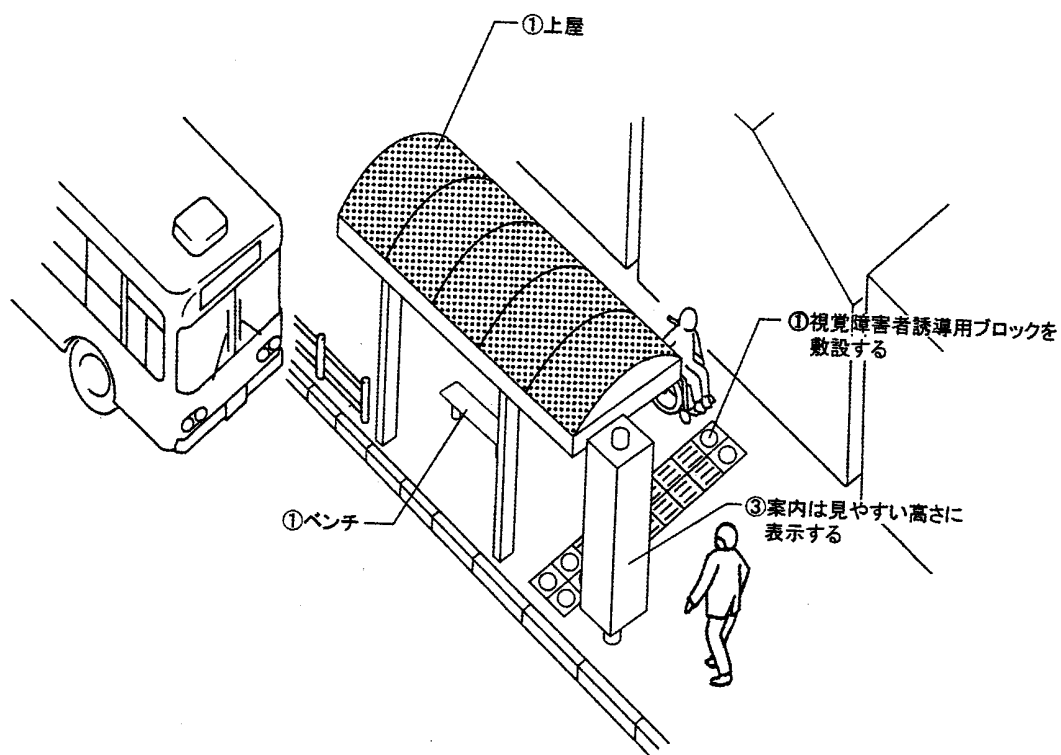
3. バス停留所

- バス停留所には、上屋又はひさし及びベンチを設けることが望ましい。
- バスの降車口には、乗降の支障となるものを設置しないようにする。
- 乗降する付近には視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設し、注意を促す。
- 歩道上には、視覚障害者誘導用ブロックによりバス停留所の乗り場表示を行う。
- 停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを停留所標識の見やすい高さに表示する。

4. タクシー乗り場

- タクシー乗り場には、上屋又はひさしを設けることが望ましい。
- タクシー乗り場と車道との境界は、車いす使用者が乗降しやすいように、フラット形式又はセミフラット形式とし、セミフラット形式の場合、Eブロック（すりつけ用ブロック）により段差をなくす。
- 乗り場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。
- タクシー乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字で設置する。

● バス停留所の例



バス停留所・タクシー乗り場

〈整備の基本的な考え方〉

高齢者や障がい者などが乗降しやすい構造とするとともに、分かりやすい案内を行う。

1. バス停留所

- バス停留所には、上屋又はひさし及びベンチを設けることが望ましい。
- バスの降車口には、乗降の支障となるものを設置しないようにする。
- 乗降する付近には視覚障害者誘導用ブロック（点状ブロック）を敷設し、注意を促すことが望ましい。
- 歩道上には、視覚障害者誘導用ブロックによりバス停留所の乗り場表示を行うことが望ましい。
- 停留所には、バスの行き先、運行系統、時刻表などを停留所標識の見やすい高さに表示することが望ましい。

2. タクシー乗り場

- タクシー乗り場には、上屋又はひさしを設けることが望ましい。
- タクシー乗り場の一部には、車いす使用者が乗降しやすいように、車道と乗り場の境界に段差が生じないように、ゆるやかな勾配などを設けて車道の高さと合わせることが望ましい。
- 乗り場には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設することが望ましい。
- タクシー乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字で設置することが望ましい。